

令和3年4月1日から

**鯖江市へ提出する見積書・納品書・請求書の押印が
省略できるようになります。**

請求書は通常利用しているものを使用していただいてかまいません。

- ① 請求額
 - ② 請求先
 - ③ 請求日
 - ④ 請求者の住所、氏名
(法人名、代表者の
職・氏名)
 - ⑤ 押印を省略する場合
には、発行責任者、
担当者の氏名と連絡
先（電話番号）を必
ず記載してくださ
い。

発行責任者とは、代表取締役、支店長、営業所所長などといった会社内において権限を受けている役職員をいいます。
担当者とは取引において、業務を担当するものをいいます。
また、発行責任者と担当者は同一人物でもかまいません。
見積書の押印を省略する場合も同様に、発行責任者、担当者の氏名および連絡先（電話番号）をご記入ください。
見積書、請求書はメールでの送付が可能です。

ご不明な点は見積書、請求書の提出課にお問い合わせください。